

個人所属Zenith Aircraft Company式  
CH701型（自作航空機、複座）JX0167の航空重大インシデント調査について  
（経過報告）

令和4年6月30日  
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和3年7月5日、長野県長野市長野滑空場において個人所属Zenith Aircraft Company式CH701型（自作航空機、複座）JX0167が離陸時に滑走路から逸脱した航空重大インシデントについて、通報を受けた令和3年11月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に分析を進め、調査結果について原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。このため、本件調査については、本重大インシデントが発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故等の防止に寄与することを目的として行われているものであり、本事案の責任を問うために行われているものではない。

## 1. 航空重大インシデントの概要

個人所属Zenith Aircraft Company式CH701型（自作航空機、複座）JX0167は、令和3年7月5日（月）、操縦者及び同乗者1名が搭乗し、長野滑空場滑走路04から航空法第11条第1項ただし書の規定による第1段階の飛行であるジャンプ飛行<sup>\*1</sup>のため浮揚後、機体が左に傾き進行方向が左に偏向して落下気味に接地した。接地後、滑走路から逸脱し、両主脚が脱落、草地で停止した。

## 2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則（昭27運輸省令56）第166条の4第4号の「滑走路からの逸脱（航空機が自ら地上走行できなくなった場合）」に該当し、航空重大インシデントとして取り扱われることとなったものである。

運輸安全委員会は、令和3年11月5日、航空重大インシデント発生の通報を受け、本重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。現時点

---

\*1 「ジャンプ飛行」とは、滑走路内で行う空中にわずかに浮き上がる程度（高度3m以下）の飛行のことをいう。

までに関係者からの口述聴取、航空機各部の損傷の調査、飛行関連マニュアルの調査等を実施した。

### 3. 判明している主な事実情報

#### (1) 飛行の経過

同機は、長野滑空場において、操縦者が左席、同乗者が右席に搭乗して、14時10分ごろ、初めてのジャンプ飛行を行うために離陸滑走を開始した。

同機は浮揚後に左へ傾き、滑走路に落下気味に接地し、滑走路北側の草地へ逸脱するとともに両主脚が脱落し、自力走行できない状態となった。



図 重大インシデント機

#### (2) 死傷者

なし

#### (3) 航空機の損壊

小破：両主脚脱落、前脚シャフト損傷、左主翼フラップペロン<sup>\*2</sup>翼端損傷、左水平尾翼 後縁先端損傷、垂直尾翼下端損傷、プロペラ先端損傷

#### (4) 気象

操縦者の口述によれば、本事案発生時間帯の風は無風で、降雨等はなかった。

### 4. 今後の調査

運輸安全委員会は、同機が浮揚後に左へ傾いた経緯など、更なる分析を行い、本航空重大インシデントの原因の究明及び再発防止策の検討を行う予定である。また、調査結果について原因関係者からの意見聴取を行う。

\*2 「フラップペロン」とは、航空機の主翼に取付けられた、フラップ（高揚力装置）とエルロン（補助翼）の両方の機能を持つ動翼のことをいう。